

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和3年12月21日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

(1) 業務名 救急医療・育児相談コールセンター運営業務

(2) 業務の概要

救急医療・育児相談コールセンター（24時間365日）を設置するに当たり、救命救急センターでの受診を希望する軽症患者に対する適切な医療機関の案内、診察及び治療を受ける前の救急医療相談並びに市民の育児に対する不安についての相談の業務を委託する。

(3) 履行期限 令和7年3月31日

(4) 提案限度額 108,600,000円（消費税抜き：令和4年度から令和6年度まで）

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であることとする。

- (1) 公告日において、令和2・3年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

平成28年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として1件当たり年間の税込金額が1,500万円以上の下記業務の履行実績を有する者であること。

電話による相談サービス（救急医療又は育児に関するもの）

例) 小児救急医療電話相談業務、児童相談所全国共通ダイヤル相談業務等

- (8) 個人情報の保護について、プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) を取得していること。

### 3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和3年12月21日(火) から令和4年1月11日(火) まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)
- (2) 交付場所 豊田市役所福祉部地域包括ケア企画課(東庁舎1階) 又は地域包括ケア企画課ホームページからダウンロード

### 4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和4年1月11日(火) 午後5時
- (2) 提出場所 豊田市役所福祉部地域包括ケア企画課(東庁舎1階)
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール(提出期限必着)
- (4) 添付資料 参加資格要件(7) が確認できる書類(契約書などの写し)

### 5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和4年1月12日(水)
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

### 6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和4年1月11日(水) 午後5時
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール(受付期限必着)
- (3) 回答 令和4年1月19日(水) までに地域包括ケア企画課ホームページ又は参加者にメールにて行う。

### 7 提案書等の提出書類

A4サイズ両面8頁以内(見積書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載すること(提出部数は正本1部、副本8部)。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

#### (1) 業務経歴

平成28年4月以降の官公庁発注(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。)の契約において、契約金額が1件当たり年間1,500万円以上の救急医療又は育児に関する電話相談サービス業務実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等)

#### (2) 業務担当体制

予定する業務担当責任者及び主任担当者の、令和3年12月末時点における業務担当責任者、主任担当者等としての経歴(経験年数、救急医療又は育児に関する電話相談サービス業務実績(業務名、業務の概要及び件数))及び現在の手持ち業務

(3) 業務実施方針

業務の方向性や方針、有資格者数の確保、研修、検証の仕組み、電話対応の考え方、運営体制（電話対応フロー、人員配置など）及び受電応答率の向上案

(4) 課題への提案

コールセンターの利用促進に向けた新たな方策について、公共事業の中での取組として適切かつ自社のノウハウや独自性を生かした提案をする。

(5) 業務開始後 3 年間の工程計画

(6) 見積書及び積算内訳書（1 部）

8 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和 4 年 1 月 2 6 日（水） 午後 5 時

(2) 提出場所 豊田市役所福祉部地域包括ケア企画課（東庁舎 1 階）

(3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）

(4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

9 ヒアリング

(1) 開催日時 令和 4 年 2 月 8 日（火） 午後 1 時 3 0 分から午後 5 時までのうち指定する 3 0 分間（時間は後日連絡する。）

(2) 開催場所 豊田市役所 教育委員会会議室（東庁舎 6 階）

(3) 備考 ア 説明 1 5 分以内（時間厳守）、質疑応答 1 5 分とする。

イ 出席人数は 3 名以内とし、業務担当責任者、主任担当者及び会社の方針が述べられる立場の者又はその権限の委譲を受けている者が必ず出席すること。

ウ 説明は提出資料のみとし、模型・パネル、追加資料の持込みは認めない。

エ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

オ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する可能性がある。その場合は、WEB 会議が可能である ZOOM ミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

10 評価基準

(1) 下記項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計が最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点（合計点が 3 6 0 点）以上の者とする。

ア 業務経歴等

(ア) 企業の業務実績（1 0 点）

(イ) 業務担当者等の能力 (10点)

イ 業務実施計画等

(ア) 業務実施方針 (5.5点)

(イ) 課題への提案 (1.5点)

(ウ) 業務開始後3年間の工程計画 (5点)

(エ) 取組意欲等 (5点)

(2) 最高得点者が複数であった場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。

(4) 選考は以下の6名の委員により行う。

委員長	福祉部副部長	水野 智弘
委員	学識経験者	横山 淳一 (医療対策懇話会会長)
	学識経験者	武田 靖志 (愛知県豊田加茂福祉相談センター長)
	子ども部副部長	加藤 美貴子
	福祉部地域包括ケア企画課長	花木 一也
	子ども部子ども家庭課長	神谷 氏年

#### 1.1 選考結果の通知及び契約

(1) 選考結果通知 (予定) 日 令和4年3月1日 (火)

(2) 契約 (予定) 日 令和4年4月1日 (金)

プロポーザルにより特定された者には、別途、契約課から見積書の提出を依頼する予定

#### 1.2 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。

(2) 次に掲げる提案は、無効とする。

ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案

イ 見積金額が提案限度額を超える提案

ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

エ 市が示した条件に違反した提案

オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(3) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない (本市から指示があった場合を除く。)

(4) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例 (平成10年条例第34号) の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

(5) 選考結果通知後の辞退は認めない。

(6) 当初予算について豊田市議会3月定例会で可決されなかったときは、本案件は無効となる。

【問合せ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田市福祉部地域包括ケア企画課（東庁舎1階）

電 話 0565-34-6787（直通）

F A X 0565-34-6793

メールアドレス [hokatsu-care@city.toyota.aichi.jp](mailto:hokatsu-care@city.toyota.aichi.jp)

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>